

議題 1

近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の開通に伴う 禁止地域等の指定告示について【諮問】

目 次

1. 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の開通に伴う
禁止地域等の指定告示について【諮問】【P 1】
2. 告示（案）【資料 1】

議題1 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の開通に伴う
禁止地域等の指定告示について（諮問）

(1) 経緯

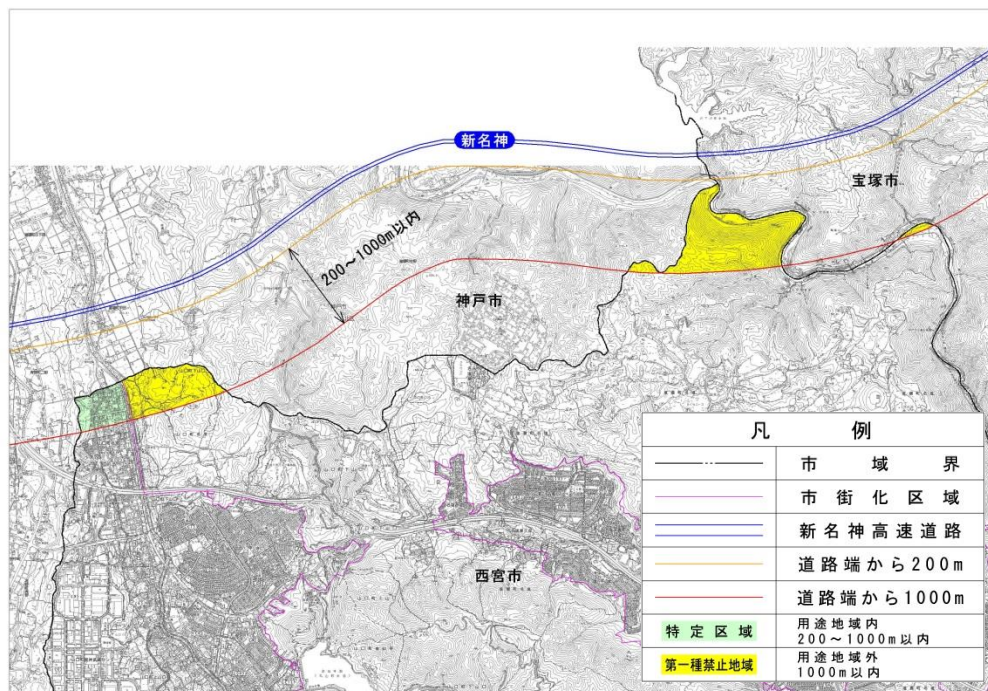
西宮市屋外広告物条例では、屋外広告物の掲出が地域の良好な景観を阻害する恐れがある場合や、自動車交通の安全性に支障を及ぼす恐れがある場合に、道路沿道等を禁止地域又は特定区域に指定し、屋外広告物の掲出を抑制している。

平成30年3月18日に、近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）川西IC～神戸JCTが開通したことを受け、当該道路の一部が西宮市付近を通っていることから、新たに新名神高速道路を禁止地域又は特定区域に指定する。

(2) 指定の内容

道路名称	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	
指定区間	川西IC～神戸JCTの間	
指定区域	路端から1,000m以内の区域（用途地域で路端から200mを超え1,000m以内の区域を除く。）	用途地域で路端から200mを超え1,000m以内の区域
禁止地域等の種別	第1種禁止地域	特定区域

《指定イメージ》



(3) 実施日

平成30年4月20日（予定）

西宮市告示甲第 号

西宮市屋外広告物条例及び西宮市屋外広告物条例施行規則に基づく市長が指定する区域等(案)

平成30年 月 日

西宮市長職務代理者 西宮市副市長 松永 博

西宮市屋外広告物条例（平成19年西宮市条例第31号。以下「条例」という。）第10条第1項第15号及び西宮市屋外広告物条例施行規則（平成19年西宮市規則第56号。以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の規定による区域等を次のとおり指定する。

- 1 条例第10条第1項第15号の規定により市長が指定する区域並びに規則別表第1第1種禁止地域の項12の規定により市長が指定する区域（道路の区域）

- (1) 高速自動車国道

条例による指定区域			規則による指定区域	
道路名	始点	終点	禁止地域	
			区分	区域
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	川西インターチェンジ	神戸ジャンクション	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域（用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）（別紙指定区域図）

- 2 規則別表第2第3の(5)のエの(ア)の規定により市長が指定する区域（特定区域）

- (1) 高速自動車国道

道路名	区間		区域
	始点	終点	
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	宝塚市境	神戸ジャンクション	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域。（別紙指定区域図）

- 3 実施日 平成30年4月20日

【別紙指定区域図】

